

熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度要項

（目的）

第1条 熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、育成すべき林業経営の経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通等に関する措置を講ずることにより、林業並びに木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することを目的とし、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「基盤強化法」という。）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54政令第205号。以下「基盤強化法令」という。）、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について」（昭和54年8月23日付け54林野企第82号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化法次官通知」という。）、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」（昭和54年8月23日付け54林野企第83号林野庁長官通知。以下「基盤強化法長官通知」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法第47号。以下「木安法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成8年政令第310号。以下「木安法令」という。）、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について」（平成8年11月1日付け8林野流第105号農林水産事務次官依命通知。以下「木安法次官通知」という。）及び「木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について」（平成8年11月1日付け8林野流第106号林野庁長官通知。以下「木安法長官通知」という。）の定めるところによるほか、この要項の定めるところによるものである。

（木材産業等高度化推進資金融資制度の仕組み）

第2条 この制度は、国が独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）を通じて県に資金を貸し付け、県は当該貸付金及び当該貸付金と同額の自己資金を併せて金融機関に供給し、金融機関はこれを原資の一部として、県知事による基盤強化法長官通知の記の第2の林業経営改善計画（以下「林業経営改善計画」という。）、基盤強化法長官通知の記の第3の1の（1）の合理化計画（以下「合理化計画」という。）又は木安法次官通知の記の第3の木材安定供給確保事業計画（以下「木材安定供給確保事業計画」という。）の認定を受けた林業者又は木材産業事業者等に低利で貸し付けるものである（この仕組みの中で金融機関が貸し付ける資金を、以下「木材産業等高度化推進資金」という。）。

（県から金融機関への資金の供給）

第3条 県は、第6条の資金の貸付けを行う金融機関に対し、当該貸付けに必要な原資の一部となるべき資金を供給するものとする。なお、その場合の資金は、原則として、信用基金からの貸付金及び当該貸付金と同額の自己資金とする。

2 前項により県が供給する資金の額は、金融機関が行う第6条の1の（1）の事業経営改善合理化資金（アの素材生産等促進資金（林野庁長官が別に定めるところにより県知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）、単独事業体にあつては、大規模事業体及び中規模事業体への貸付けに係るものを除く。）に限る。）並びに（3）の林業経営改善資金（アの林業経営高度

化推進資金に限る。)の貸付けに必要な原資の4分の1に、金融機関が行う第6条の1の(1)の事業経営改善合理化資金(アの素材生産等促進資金(単独事業体にあつては、中規模事業体への貸付けに係るものに限る。))に限る。)並びに(3)の林業経営改善資金(イの伐採・造林一貫作業推進資金(選定経営体への貸付けに係るものを除く。))に限る。)の貸付けに必要な原資の3分の1に、金融機関が行う第6条の1の(1)の事業経営改善合理化資金(アの素材生産等促進資金(選定経営体及び大規模事業体への貸付けに係るものに限る。))及びイの新規需要創出資金)、(2)の木材高度加工資金、(3)の林業経営改善資金(イの伐採・造林一貫作業推進資金(選定経営体への貸付けに係るものに限る。))に限る。)並びに(4)の木材安定供給資金の貸付けに必要な原資の2分の1の額とする。

なお、大規模事業体とは、木材の年間取扱量がおおむね10,000立方メートル以上の事業体をいう。

また、中規模事業体とは、木材の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上の事業体をいう。

3 県は、金融機関に対して資金の供給を行おうとするときは、あらかじめ当該金融機関と資金供給契約を締結するものとする。

4 資金供給契約においては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 県からの資金の供給を受けて金融機関が貸し付ける木材産業等高度化推進資金の貸付枠
- (2) 資金の供給の期間及び利率
- (3) その他必要な事項

5 4の(2)の県が供給する資金の利率は、年1パーセントの範囲内とする。

ただし、日本銀行によって作成される「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等 定期預金・普通預金の平均金利(2022年4月以降)」のうち、データ系列「定期預金/預入金額1千万円以上/1年」において、当該事業の基準日(貸付予定日の属する事業年度(以下「貸付年度」という。)開始の日の直前の3月1日をいう。ただし、当該事業が複数年度にわたる場合であり、貸付年度の翌年度以降については、各年度の開始の日の直前の3月1日とする。以下同じ。)の直前の2月の利率が1パーセント未満のときは、原則として当該利率の範囲内とする。

(金融機関に対する指示)

第4条 県は、資金の供給を行うに当たっては、基盤強化法、基盤強化法令、基盤強化法次官通知、基盤強化法長官通知、木安法、木安法令、木安法次官通知、木安法長官通知及びこの要項の定めるところに従って木材産業等高度化推進資金の貸付けを行うよう指示するものとする。

(貸付状況等の報告)

第5条 県は、木材産業等高度化推進資金の貸付けを行う金融機関から毎月当該資金の貸付け状況(信用基金による債務保証の状況を含む。)について報告を徴するものとする。

2 県は、木材産業等高度化推進資金の貸付けを受ける事業者から、合理化計画上の各年度終了後2か月以内(合理化計画上の年度の終了の日が3月中にある場合には、4月末日まで)に当該年度の資金の借受額及び資金の借受けに係る事業の実績報告を徴するものとする。

(木材産業等高度化推進資金の貸付け)

第6条 木材産業等高度化推進資金の資金種類、資金内容及び貸付条件は、以下のとおりとする。

ただし、木材産業等高度化推進資金の対象には、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まないものとする。

1 資金種類及び資金内容

（1）事業経営改善合理化資金

ア 素材生産等促進資金

森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限る。）又は数人共同事業体若しくは単独事業体（数人共同事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であつて、次に掲げるものとする。

（ア）素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費

（イ）素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費

（ウ）木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費

（エ）素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）

なお、（エ）の素材等の加工を行うのに必要な資金の貸付対象者は（ア）から（ウ）までのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。

イ 新規需要創出資金

（ア）木材の製造に係る事業体であつて（イ）に掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が、当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であつて、次に掲げるものとする。

a 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費

b 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費

c 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するために必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）

（イ）本資金の貸付対象となる木材の新規需要の創出に資する木材製品とは、次に掲げるものであつて、非住宅分野における木材需要の開拓、地域材の利用が低位な部材にお

ける地域材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるものとする。

- a 製材
- b 合板
- c 集成材
- d 単板積層材
- e 防腐、防虫、耐火処理材
- f 直交集成板
- g 木質チップ、ペレット
- h その他林野庁長官が承認した製品

(2) 木材高度加工資金

ア 次に掲げる木材の製造に係る事業体が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（JAS無垢材に係るものに限る。）とする。

（ア）次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上のもの

- a 集成材製造施設
- b 人工乾燥施設
- c 薬剤処理施設
- d プレカット加工施設
- e 廃木材破砕・再生処理施設
- f 製材用省力化設備
- g 合板用省力化設備
- h 木製組立材料製造用省力化設備
- i 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備

（イ）合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000立方メートル以上のもの

（ウ）木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行うもの

イ 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づきアの資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。

（ア）素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費

（イ）素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金

ウ 貸付対象者は、契約、協定等に基づき素材若しくは木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金又は当該素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な資金を借り受けようとする者とする。

(3) 林業経営改善資金

ア 林業経営高度化推進資金

(ア) 林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費とする。

(イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は県知事が認定した中核組合が素材生産を請負わせるのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃とする。

イ 伐採・造林一貫作業推進資金

森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。

(ア) 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）

(イ) 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費とする。

(4) 木材安定供給資金

木材安定供給確保事業計画に掲げる事業を実施するために必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。

ア 素材生産を行うのに必要な資金

施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、国有林野の管理経営に関する法律（以下「管理経営法」という。）第8条の14第4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託料。

なお、管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料を含む。

イ 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金

素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金

ウ 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金

(ア) 素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金

素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）

む。)及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費
(イ) 木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金

ICTを活用したデータベース整備費用及び作業委託費

エ 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金

輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用

オ 木材製品利用事業を行うのに必要な資金

木材製品の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他木材製品を加工又は利用するのに必要な資金

2 利率、償還期限及び据置期間

利率、償還期限及び据置期間は、資金種類ごとに別表に定めるとおりとする。

3 貸付限度額及び貸付限度額の特認

(1) 貸付限度額は、資金の種類ごとに別表に定めるとおりとする。

(2) 貸付限度額の特認は、別表に定める条件に適合する場合により、資金の種類ごとに別表に定める範囲内において林野庁長官が承認した額とする。

4 借受資格者

事業経営改善合理化資金の借受資格者は、事業経営改善計画の認定を受けた者とし、木材高度加工資金の借受資格者は構造改善計画の認定を受けた者、林業経営改善資金の借受資格者は、林業経営改善計画の認定を受けた者、木材安定供給資金の借受対象者は、木材安定供給確保事業計画(森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成したものに限る。)の認定を受けた者とする。

5 木材産業等高度化推進資金の貸付けの方法

本資金の貸付けの方法は、証書貸付又は手形貸付によるものとする。

6 信用基金による保証の活用

県は、木材産業等高度化推進資金制度の円滑な運営を図るため、関係者に対し、信用基金の債務保証制度の積極的な活用について十分指導するものとする。

(木材産業等高度化推進資金の貸付けの停止)

第7条 金融機関は林業経営改善計画又は合理化計画が取り消された場合には、木材産業等高度化推進資金の貸付けを停止するものとする。

(木材産業等高度化推進資金に係る指導等)

第8条 県知事は、木材産業等高度化推進資金の制度の運用に当たっては、当該資金が仮りにも投機的な木材取引に利用されることのないよう木材関連事業者及び金融機関に対し、十分指導するものとする。

2 県知事は、合理化計画の作成及びその実施につき、林業普及指導組織等を通じ、森林組合連合会、木材関係協同組合連合会その他の関係団体との緊密な協力のもとに、経営的かつ技術的見地からの必要な指導助言を行うほか、本制度の円滑な実施が図られるようできる限り配慮するものとする。

(合理化計画認定に係る団体支援課への報告)

第9条 地域振興局長は、長官通知第4の3に規定する本人及び金融機関への通知をしたときは、当該認定書、通知書、認定した合理化計画書認定申請書及び合理化計画書の写しを団体支援課に送付するものとする。

(経過措置)

第10条 素材転換促進資金、間伐等促進資金、チップ等安定供給資金、原木確保協定促進資金は、この要項の施行をもって計画認定期間を終了する。

2 この要項の施行前に認定された合理化計画に基づく木材産業等高度化推進資金の各資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(証拠書類の保管期間)

第11条 木材産業等高度化推進資金に係る帳票等保管期間は、第2条に定める各計画の認定期間終了までとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年12月26日から施行し、平成24年12月12日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年4月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年1月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年10月11日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年3月23日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年9月18日から施行する。

資金名			貸付利率(保証なし) (年%)	貸付利率(保証付き) (年%)	償還期限 (年以内)	貸付限度額
事業 経営 改善 計画 に 基 づ く 資 金	事業 経営 改善 計画 に 基 づ く 資 金	素材生産等促進資金	<短期資金> 4倍協調 年 2.50 % 3倍協調 年 2.40 % 2倍協調 年 2.15 % <長期資金> 4倍協調 年 3.00 % 3倍協調 年 2.80 % 2倍協調 年 2.30 %	<短期資金> 4倍協調 年 2.10 % 3倍協調 年 2.00 % 2倍協調 年 1.75 % <長期資金> 4倍協調 年 2.60 % 3倍協調 年 2.40 % 2倍協調 年 1.90 %	短期 1年 長期 5年 (据置期間1年を含む)	1億円 特認2億円 素材生産に係る資金: 素材の年平均生産量 10,000m3以上 素材引取に係る資金: 素材の年平均引取量 15,000m3以上 製品流通に係る資金: 木材製品の年平均引取量 20,000m3以上 特認4億円 素材引取に係る資金: 素材の年平均引取量 30,000m3以上 製品流通に係る資金: 木材製品の年平均引取量 40,000m3以上 特認5億円 素材引取又は製品流通に係る資金: 素材又は木材の年平均引取量 50,000m3以上
		新規需要創出資金	<短期資金> 2倍協調 年 2.15 % <長期資金> 2倍協調 年 2.30 %	<短期資金> 2倍協調 年 1.75 % <長期資金> 2倍協調 年 1.90 %		1億円
	構造 改善 計画 に 基 づ く 資 金	木材高度加工資金	<短期資金> 2倍協調 年 2.15 % <長期資金> 2倍協調 年 2.30 %	<短期資金> 2倍協調 年 1.75 % <長期資金> 2倍協調 年 1.90 %		1億円 特認2億円 JAS無垢材の製造を行う者
		林業経営改善資金	<短期資金> 4倍協調 年 2.50 % <長期資金> 4倍協調 年 3.00 %	<短期資金> 4倍協調 年 2.10 % <長期資金> 4倍協調 年 2.60 %		5千万円 特認1億5千万円 造林の年間施業面積 500ha以上
林業 経営 改善 計画 に 基 づ く 資 金	林業 経営 改善 計画 に 基 づ く 資 金	進林資金	<短期資金> 4倍協調 年 2.50 % <長期資金> 4倍協調 年 3.00 %	<短期資金> 4倍協調 年 2.10 % <長期資金> 4倍協調 年 2.60 %		5千万円 特認1億5千万円 造林の年間施業面積 500ha以上
		伐採・造林一貫作業推進資金	<短期資金> 3倍協調 年 2.40 % 2倍協調 年 2.15 % <長期資金> 3倍協調 年 2.80 % 2倍協調 年 2.30 %	<短期資金> 3倍協調 年 2.00 % 2倍協調 年 1.75 % <長期資金> 3倍協調 年 2.40 % 2倍協調 年 1.90 %		1億円 特認2億円 素材の年平均生産量 10,000m3以上
木材 安定 供給 確保 事業 計画 に 基 づ く 資 金	木材 安定 供給 確保 事業 計画 に 基 づ く 資 金	木材安定供給資金	<短期資金> 2倍協調 年 2.15 % <長期資金> 2倍協調 年 2.30 %	<短期資金> 2倍協調 年 1.75 % <長期資金> 2倍協調 年 1.90 %		3億円 特認4億円 協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から5パーセント以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあって、借受者の償還が適切に行われると認められること

注:貸付利率における保証付きの利率は債務保証(80%機関保証)を利用する場合に適用される。